

2008 年 10 月 14 日

コンテンツの技術的制限手段の回避に対する規制の在り方について社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会
専務理事・事務局長 久保田 裕**1. はじめに**

当協会の会員企業の多くは、コンテンツ（著作物）を創作し販売することでビジネスを展開しております。そのうち、ゲーム産業の場合、ゲームソフトの販売方法として、①ディスク、メモリーカード等の記録媒体にコンテンツを複製しパッケージソフトとして流通させる、②オンライン販売・配信等ネットワークを介してコンテンツを流通させる、の 2 種類に大別することができます。

上記②はもとより、①の流通の場合においてもコンテンツの複製はデジタル方式でなされ、そのままでは海賊版（無許諾複製物）の作成が容易に行うことができることから、ゲームソフトメーカーおよびゲーム機器のハードメーカーは、無許諾複製等を防御・無効化するさまざまな対策を行っております。

そのうち、技術的対策としては正規パッケージの記録媒体からのみゲームソフトが起動するよう、記録媒体およびゲーム機器に、アクセスコントロール技術（技術的制限手段）を実装しております。

しかしながら、この技術的制限手段を回避する「マジコン」や「Mod チップ」等と呼ばれる機器・製品が市場に流通しているため、これが原因となり、「Winny」などの P2P ファイル共有ネットワークを含むインターネット上には、数多くのゲームソフトのデータが著作権者に無許諾で大量にアップロードされており、結果として、ゲームソフトメーカーは、本来売れるべきゲームソフトの販売の機会を逸する、深刻な被害を受けております。

このような被害は、多くの携帯用ゲーム機器や据置型ゲーム機器および当該機器専用ソフトにおいて発生しておりますが、以下に、当協会の会員企業である任天堂（株）の携帯用ゲーム機器「NintendoDS」（以下「NDS」とします。）を一例に、無許諾アップロードの被害実態と現時点での対策、問題点を報告いたします。

2. 技術的制限手段の回避による被害の実態例**2-1 インターネット上での NDS ソフトの違法流通の実態について**

NDS ソフトのデータは、海外のサイトに、著作権者の許諾なく大量にアップロードされております。任天堂（株）の調査によると、このような違法アップロードが確認されたサイトの例は以下の通りで、このうちサイト上にダウンロード数表示のある 7 サイトだけでも、2007 年末時点で、累計 1 億回以上のダウンロードが行われていることが確認できています。

＜違法アップロードが確認できたサイト名＞

Frozen Roms	万宇在線	Rom Loader	YOUWO	ROM-FREAKS
中華模擬器聯盟	Emu-Xperts	Rom-Zone	DS-ROM-NEWS	TGBUS

また、当協会は、2008年8月10日の23:00から、翌11日の22:59までの24時間に、「Winny」ネットワークに対応した調査ツールを使用し、同ネットワークにおいて違法に流通しているNDSソフトの情報（ファイルそのものではなく、ファイルの名称等）を取得し、分析しました。その結果は下記の通りです。

(1) NDS ソフトと思われるファイル数および NDS ソフトの本数
27 万 5,979 ファイル (185 万 7,988 本)

- Winny で違法に流通する NDS ソフトのなかには、ファイル圧縮技術等を利用して 1 ファイルの中に 50 種類以上の NDS ソフトを「詰め合わせ」ているものも存在するため、ファイル名を目視にて確認し、「詰め合わせ」られている NDS ソフトの本数を算出しました。その結果、違法流通していると思われる NDS ソフト数は 185 万 7,988 本でした。

＜「詰め合わせ」の例（ファイル名）＞

[EMU] NDS ロム詰め合わせ Vol. 1 (0001-0050).rar
[EMU] NDS ロム詰め合わせ Vol. 4 (0151-0200).rar
[NDS][ROM] 1301-1350 NDS-Numbered Roms.rar
打倒 PASS 野郎 2 ! [NDS][ROM] 0801 - 0900.zip
[NDS][ROM] 1851-1900 NDS-Numbered Roms.rar
[NDS][ROM][070524]13 本詰め合わせ.rar
[NDS][エミュ][ROM]DS 用 ROM75 本セット 検索用:GBAGBCSPSPS2XBOXDCSNESN64050630506205070.rar
[NDS][エミュ][ROM]DS 用 ROM75 本セット 未収録分 3 48 本 検索用:GBAGBCSPSPS2XBOXDCSNESN64.rar
打倒 PASS 野郎 2 ! [NDS][ROM] 0101 - 0200.zip

- 「詰め合わせ」も含めると、現在国内で販売されている、NDS ソフトの全てのタイトルがダウンロード可能な状態であることが確認されました。

(2) 被害相当額
59 億 4,556 万 1,600 円

- 任天堂（株）に確認した NDS ソフトの平均小売単価 3,200 円を、①で得た NDS ソフトの本数に掛け合わせて計算しました。
- この額は 2007 年の日本国内の NDS ソフト出荷額 1,314 億 5,900 万円の約 4.5%に当たります。

2-2 「マジコン」の流通について

「マジコン」（マジックコンピュータの略称）は、ゲームソフト等に施した技術的制限手段（アクセスコントロール）を回避する機能を持ち、複製したゲームソフトの使用（遊戯）を可能にするツールとして、90 年代から市場に出現しました。ゲームソフトのデータを複製したメモリーカードを挿入（またはデータを内部メモリーに複製）した「マジコン」を携帯用ゲーム機器に接続することで、ゲーム機器・ゲームソフトに施したアクセスコントロールを回避します。

現在、この「マジコン」はゲーム専門店等の店舗で販売されているほか、インターネットオークションにも多数出品されており、誰でも容易に入手することが可能です。2008 年 10 月 9 日に、インターネットオークションの最大手である「Yahoo!オークション」にて「マジコン」をキーワードに検索したところ、3,483 点の出品が確認されました。

「マジコン」の使用方法を詳細に解説するインターネット上の Web サイトが多数あるほか、コンビニエンスストア等で入手できる雑誌等においては、「マジコン」の紹介のみならず、ゲームソフトのデータをダウンロードできる Web サイト等も併せて紹介されているなどの実態があります。

＜マジコンの例＞



3. 現行法における対策例

「マジコン」および NDS ソフトのデータの違法流通による被害に対して、権利者である任天堂（株）およびゲームソフトメーカーは、現在、以下の対策を行っております。

（1）著作権法に基づく対策

NDS ソフトの著作権者として、違法アップロードサイトの運営者及びデータが蔵置された ISP 等に対して、アップロード行為の差止要請を行っておりますが、特に海外サイトにおいては、運営者が意図的に対応しない事例や、ISP によってデータが削除された場合でも、直後に運営者によって別の ISP のサーバにデータが蔵置し直され「いたちごっこ」となる事例が頻発しているのが実情です。

P2P ファイル共有ネットワークへの違法アップロードに対しては、2003 年に刑事告訴を行い、任天堂（株）の携帯用ゲーム機器「ゲームボーイアドバンス」用ゲームソフトのデータを違法にアップロードした者が逮捕・起訴され、有罪判決を受けた事例があります。しかしながら、P2P ファイル共有ネットワークにおける違法アップロード行為者の解明に当たっては、行為者の身元特定の困難さ（①P2P ファイル共有ネットワークによっては利用者の匿名性を確保する技術が採用されていること、②民間による調査では、利用者についてアクセスプロバイダが付与した IP アドレスを得ることが「身元特定」の限界であり、更に個人を特定する情報を得るためには、その都度 ISP 等に対して「発信者情報開示請求」を行う必要があり、著作権者にかかる労力や時間的・経済的負担が過重なこと等）はもとより、P2P ファイル共有ネットワークによっては、ファイルの分散アップロードや他の利用者を介した送受信等、アップロード行為そのものの秘匿性を高める機能が実装されているものも少なくないため、有効な違法アップロード抑止策が見出せないのが実情であり、上記 2-1 にて説明したように、違法アップロード行為が蔓延しております。

なお、現行の著作権法では、無許諾で他人の著作物をアップロードした者のみが違法行為者であることから、P2P ファイル共有ネットワーク利用者の圧倒的多数を占める「単にダウンロードする者」に対しては、何ら法的責任を追及することができません。

(1) 不正競争防止法に基づく対策

任天堂（株）およびソフトウェアメーカー54社は、NDS用の「マジコン」を輸入・販売している複数の業者に対し、不正競争防止法違反に基づき、輸入・販売行為の差止訴訟を2008年7月に提起し、現在訴訟が行われています。

訴訟提起についての任天堂（株）のニュースリリースは、「インターネット上の違法アップロードサイト等から入手した本来ニンテンドーDS上では起動しないはずのゲーム・プログラムの複製物が、起動可能となるため、当該機器の輸入・販売等の行為により、当社およびソフトメーカー各社は極めて大きな損害を被っており、到底見過ごすことのできない」被害を受けていることを指摘しています。

4. まとめ（要望）

「マジコン」等の技術的制限手段を回避する装置について、不正競争防止法違反を根拠に対策を行う場合、同法2条1項10号が、技術的制限手段の効果を妨げる機能「のみ」を有する装置・プログラムを規制の対象として規定している点が、大きな争点となります。つまり、アクセスコントロールの回避以外の機能も有する「マジコン」が流通した場合には、不正競争防止法を根拠とした対策が困難になる可能性があります。

そこで、不正競争防止法の「のみ」要件につきましては、現在提起されている訴訟の結果等を鑑みつつ、現状の「マジコン」等の機器類の機能面のみならず、このような機器類の主たる利用目的が何であるかという点や、このような機器類の流通によって惹起されている違法アップロード行為の規模などの実態面も十分に勘案された見直しをいただくことを希望いたします。

また、現在の不正競争防止法では、技術的制限手段の回避手段の提供については、刑事罰が規定されておられません。損害賠償・差止請求によって被害を事後的に回復することのみならず、提供行為の予防・抑止のためにも、刑事罰の付加についても併せてご検討いただけるよう、希望いたします。

なお、ご説明いたしましたとおり、「マジコン」の流通によって生じるゲームソフトメーカーの「被害」の本質は、ゲームソフトの販売機会を逸することです。そのため、不正競争防止法による規制を強化するだけではなく、例えば、違法にアップロードされたゲームデータ等のプログラムの著作物について、違法であると認識しつつダウンロードする行為を、著作権法30条（私的使用目的の複製等）の権利制限規定から除外することも、当協会では喫緊の課題としていところです。また、不正競争防止法で規定される「技術的制限手段」の見直しに当たっては、現在著作権法で規定されている「技術的保護手段」との関係念頭に置いた検討がなされる必要があることも理解しております。当協会としましては、著作権法等他の知財法制等との関連・バランスを鑑みつつも、実効性ある侵害対策等を担保し、著作権者等の権利の的確な保護を実現するための更なる法制度の見直しを、強く要望する次第です。

以上